

平成13年10月15日

関係国公立大学長 殿

## 法科大学院（仮称）の設置に関する検討状況の調査について（依頼）

内閣官房司法制度改革推進準備室

内閣官房司法制度改革推進準備室においては、現在、司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日。以下、「審議会意見」といいます。）を最大限に尊重し、司法制度改革を推進するための所要の準備作業に着手したところでありますが、審議会意見で提言された法科大学院（仮称。以下同じ）制度に関し、同意見の趣旨を実現するための方策の具体化について今後の検討の参考とするため、下記のとおり、法科大学院の設置に関する各大学の検討状況を調査することとしました。

つきましては、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後にも必要に応じて同様の調査を実施することを予定していますので、本調査への回答は、各大学において確定した内容である必要はなく、現段階における検討状況を記載するもので差し支えありません。また、本調査結果については、大学名を特定できる形で公表することはありません。

### 記

#### 1 調査対象

法学関連の学部・研究科を設置する国公立大学

#### 2 調査内容

別紙調査票のとおり

#### 3 提出方法等

別紙調査票の様式に従って回答を御記入の上、平成13年11月15日（木）必着にて、次のあて先まで郵送してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1 虎ノ門10森ビル5階  
内閣官房司法制度改革推進準備室法科大学院担当

#### 4 問い合わせ先

内閣官房司法制度改革推進準備室法科大学院担当 牛尾，大月

電話 : 03-5501-2523, 2525

電子メール : mootsuk@cas.go.jp

## 調 査 票

大学名 \_\_\_\_\_

回答責任者役職・氏名 \_\_\_\_\_

回答担当者役職・氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先電話番号) \_\_\_\_\_

(1) 貴大学においては法科大学院を設置する予定はありますか。該当するものを○で囲んでください。

1 ある 2 検討中 3 ない

\* 3 と回答した場合、以下の(2)～(11)には回答いただく必要はありません。

(2) 貴大学における法科大学院の設置はいつを予定(検討)していますか。該当するものを○で囲んでください。

1 2004年 2 2005年 3 2006年 4 2007年～10年  
5 2011年以降 6 未定・わからない

(3) 貴大学における法科大学院の形態はどのようなものを予定(検討)していますか。該当するものを○で囲んでください。(複数回答可)

1 昼間制 2 夜間制 3 昼夜開講制(大学院設置基準14条)  
4 通信制

(4) 貴大学における法科大学院の毎年度の入学者数は何人程度を予定(検討)していますか。

回答( )人程度

(5) 貴大学における法科大学院には、基本六法に関する科目のほか、どのような科目の開設を予定(検討)していますか。該当するものを○で囲んでください。(複数回答可)

1 行政法 2 労働法 3 知的財産権法 4 金融・証券取引法 5 租税法  
6 刑事政策 7 執行・保全法 8 倒産法 9 環境法 10 社会保障法  
11 消費者法 12 国際公法 13 国際私法 14 国際取引法 15 法哲学  
16 法社会学 17 法制史 18 外国法 19 政治学 20 行政学  
21 財政学 22 経済学 23 会計学 24 法曹倫理  
25 実務関連科目(クリニック・裁判演習等) 26 その他( )

(6) 貴大学における法科大学院においては、他大学との連携を予定（検討）していますか。  
該当するものを○で囲んでください。

1 予定（検討）している 2 予定（検討）していない

\* 1 と回答した場合、どのような形態での連携を予定（検討）していますか。  
（自由記述）

(7) 貴大学における法科大学院の構想については、実務家教員の確保など実務家との連携をどのように図ることを予定（検討）していますか。（自由記述）

(8) 審議会意見は「多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである。」としているところですが、この点に関し、貴大学における法科大学院についてどのような方策を検討していますか。（自由記述）

(9) 審議会意見は「教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」としているところですが、この点に関し、貴大学における法科大学院についてどのような方策を検討していますか。特に基本六法に関する科目について、どのような教育方法によることを検討していますか。（自由記述）

- (10) 審議会意見は「厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。」としているところですが、この点に関し、貴大学における法科大学院についてどのような方策を検討していますか。(自由記述)

- (11) 貴大学における法科大学院の学生の授業料(年額)は、どの程度になるものと見込まれますか。(公私立大学のみ回答してください。)

回答( )円程度

- (12) 法科大学院制度の実現に伴う課題(法学部の在り方、司法試験の在り方、司法修習との役割分担などを含む。)について、御意見・御要望があればお書きください。  
(自由記述)

調査は以上で終わりです。御協力ありがとうございました。

## 法科大学院(仮称)制度に関する意見募集について

内閣官房司法制度改革推進準備室

内閣官房司法制度改革推進準備室においては、現在、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日。以下、「審議会意見」といいます。)を最大限に尊重し、司法制度改革を推進するための所要の準備作業に着手したところであります。

司法制度改革に関する御意見は、かねてより、司法制度改革審議会のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>)等を通じて募集しておりますが、この度、審議会意見で提言された法科大学院(仮称。以下同じ)制度に関し、同意見の趣旨を実現するための方策の具体化について今後の検討の参考とするため、次の事項について意見を募集いたします。

- 1 設置形態について
- 2 標準修業年限について
- 3 入学者選抜について
- 4 教育内容及び教育方法について
- 5 教員組織について
- 6 学位について
- 7 公平性、開放性、多様性の確保について
- 8 設立手続及び第三者評価について
- 9 法学部教育の将来像について

### 【審議会意見の概要】

上記の各事項についての審議会意見の概要は次のとおりです。

- 1 設置形態
  - 法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。
  - 独立大学院や連合大学院も制度的に認めるべきである。
- 2 標準修業年限
  - 標準修業年限は3年とし、短縮型として2年での修了を認めることとすべきである。
- 3 入学者選抜
  - 入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。
  - 多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである。
- 4 教育内容及び教育方法

- 法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分(例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分)をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。
- 教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとするべきである。
- 法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。
- 厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

#### 5 教員組織

- 法科大学院では、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保すべきである。
- 実務家教員の数及び比率については、カリキュラムの内容や新司法試験実施後の司法修習との役割分担等を考慮して、適正な基準を定めるべきである。
- 弁護士法や公務員法等に見られる兼職・兼業の制限等について所要の見直し及び整備を行うべきである。
- 教員資格に関する基準は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとすべきである。

#### 6 学位

- 法科大学院独自の学位(専門職学位)の新設を検討すべきである。

#### 7 公平性、開放性、多様性の確保

- 地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである。
- 夜間大学院や通信制大学院を整備すべきである。
- 奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度を十分に整備・活用すべきである。

#### 8 設立手続及び第三者評価

- 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとするべきである。
- 入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価(適格認定)を継続的に実施すべきである。
- 第三者評価を実施する機関の構成については、法曹関係者や大学関係者等のほかに外部有識者の参加によって客観性・公平性・透明性を確保すべきである。

#### 9 法学部教育の将来像

- 法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。
- 学部段階における履修期間については、いわゆる飛び級を適宜活用することも望まれる。

御意見は、下記の要領にて御提出ください。電話等による御意見は御遠慮願います。

なお、提出いただいた御意見(記載内容)は、御住所、電話番号、メールアドレスを除き、すべて公表される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。

また、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

#### 記

- 1 提出期限 平成13年11月15日(木)必着
- 2 提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール(テキスト形式)
- 3 宛 先 内閣官房司法制度改革推進準備室  
「法科大学院制度に関する意見募集」係宛  
郵便 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1虎ノ門10森ビル5階  
ファクシミリ 03-3519-5201  
電子メール housou@cas.go.jp
- 4 提出様式
  - ①表題 「法科大学院制度に関する意見」
  - ②氏名
  - ③年齢
  - ④性別
  - ⑤職業(所属)
  - ⑥住所
  - ⑦電話番号
  - ⑧意見内容

#### 電子メール

[ここをクリックしてください](#) (フォーマットが表れます)

司法制度改革審議会意見及び同審議会の審議状況等については、同審議会のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>)をご覧ください。

なお、本意見募集の期間が経過した後も、司法制度改革に関する御意見は、上記ホームページ等を通じて引き続き募集いたします。

#### 【問い合わせ先】

内閣官房司法制度改革推進準備室 担当係  
電話 03-5501-2511(代表) (内線 25)